

**Cour
Pénale
Internationale**



**International
Criminal
Court**

原本：英語

No.: ICC-01/11

日付: 2011年6月27日

第一予審裁判部

裁判官:

裁判長 サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官
シルヴィア・スタイナー裁判官
キュノ・ターフェッサー裁判官

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの事態

公開

セイフ・アルイスラム・カダフィの逮捕状

裁判所規定の規定第 31 に準拠し以下に通報すべき文書

検察局

ルイス・モレノ・オカンボ検察官
ファトゥ・ベンスーダ副検察官

被告弁護人

被害者の法定代理人

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加／損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所

被告のための公共弁護士事務所

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルバーナ・アルビア

副書記局長

ディディエ・プレイラ

被告支援課

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

その他

国際刑事裁判所（「裁判所」）の**第一予審裁判部**（「予審裁判部」）

裁判所の検察官に対して、2011年2月26日に国連安全委員会が満場一致で採用した1970年判決および、2011年2月15日以来リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける事態について、ローマ規程（「規程」）の第13(b)条に従っていることに**留意し**

第58条に従い検察局が2011年5月16日に提出した、ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシに対する「検察局の申請」（「検察局の申請」）¹¹において検察局はとりわけセイフ・アルイスラム・カダフィの逮捕状の発行を要求し、その理由として2011年2月15日以降に行われた民間人の殺人と迫害の委託により、刑事的責任があり、それが人道に対する犯罪であるとし、それはリビア全国、とりわけトリポリ、ベンガジおよびミスラタにおいて、リビア政府機構および治安部隊によって行われ、これは規程の第7(1)(a)および(h)条に違反し、規程の第25(3)(a)条において、彼がこの罪の主犯となることに**留意し**

請求と共に検察局が提供した、規程第58条に示されている基準に従い作成された、情報および証拠（「資料」）を検証し、セイフ・アルイスラム・カダフィが検察官が主張する罪を犯したかどうか確信する正当な理由があるかどうか決定し、その逮捕が必要に思えることを**確認し**

規程第7(1)(a)と(h)、19、25(3)(a)および58条に**留意し**

検察官が提供した資料に基づき、予審裁判部がアブドラ・アルサヌーシに対する訴訟が裁判所の管轄に入り、そしてそれにより、この段階において、規程の第19(2)条に従い、アブドラ・アルサヌーシに対する事件の有効性を定めるため、規定19(1)条に基づき、予審裁判部に慎重な姿勢をとらせる明らかな原因あるいは自明な要素がないことを**勸案し**

¹¹ ICC-01/11-4-Conf-Exp および付録資料。

予審裁判部は、2011年の早期にチュニジアとエジプトの大統領の出国を導いた事件に引き続き、リビア国機構の最高レベルにおいて、死に至る方法を含む国の政策が作られ、それがムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダフィ（「カダフィ政権」）に対する民間人のデモを何としてでも退け、鎮圧することを目的とし、2011年2月に開始したことを確信させる正当な理由を見つけたことを**勘案し**

一貫性のある方法をもって、リビア全国でカダフィ政権に対するデモに参加あるいは反対分子とみなされた民間人に対して、リビア治安部隊²が²攻撃し、2011年2月15日から少なくとも2011年2月28日まで、上記に示される国の政策をさらに推し進めたと確信するための正当な理由があることを**勘案し**

治安部隊が犯罪の委託を隠すための隠蔽キャンペーンを行ったため、実際の死傷者の数は不明であるが、2011年2月15日から2週間未満の期間において、治安部隊が数百人の民間人を殺戮および負傷させるだけでなく、逮捕および投獄したことを確信させる正当な理由があることを**勘案し**

規程の第7(1)条の意味の範囲内において、国の政策を推し進めるために行われた、系統的かつ広範囲な攻撃がデモを行った民間人あるいは政権に対する反対分子とみなされた民間人を対象に行われたと確信するための正当な理由があることを**勘案し**

² 「治安部隊」という表現は、以降リビアの警備および軍事システムを定義するために使われる。これはリビア軍および警察、軍諜報機関、国内および国外保安サービス、革命委員会およびその事務局、革命警備隊、人民警備隊、革命戦闘民兵組織、部隊および民兵組織から主に構成されている。

リビア全国、特にトリポリ、ミスラタおよびベンガジだけでなく、ベンガジの近くにあるアルバイダ、デルナ、トブルクおよびアジダビアなどの都市において、人類に対する犯罪とみなされる殺人が2011年2月15日から少なくとも2011年2月25日まで、治安部隊がデモを行った民間人あるいはカダフィ政権に対する反対分子とされた人々に対する攻撃の一部として行われたと特に確信するための正当な理由があることを**勸案し**

その上、2011年2月15日から少なくとも2011年2月28日まで、リビアの各地域において、特にベンガジ、トリポリ、ミスラタおよび隣接する町において、この地域の民間人が政治的にカダフィ政権に反対している（実際に反対している、あるいは反対しているとみなされたかに関わらず）ことを理由に、民間人の基本的人権を深刻に奪い去る非人道的な行動が民間人に対して治安部隊により行われたと確信するための正当な理由があることを**勸案し**

資料によると、セイフ・アルイスラム・カダフィは正式な地位には就いていないが、ムアマル・カダフィの暗黙の後継者であり、重臣の中では最も影響力のある人で、そのため、検察側の申請に該当する全期間において、財務および物流を含む、国の機構の重要な部分をコントロールしており、**事実上総理大臣の権力を持っていたことを確信させる正当な利用があることを勸案し**

検察側が提出した資料は、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびその父であるムアマル・カダフィが行った行動の規模が、セイフ・アルイスラム・カダフィがムアマル・カダフィの重臣として、そして彼と共に、カダフィ政権に対する民間人のデモを退け、鎮圧するための案を出し、何としてでもそれを実行したことを確信させる正当な理由を示唆することを**勸案し**

資料によると、セイフ・アルイスラム・カダフィは前述の犯罪の委託につながる、重要な作業を引き受けることにより、計画の実行に貢献したことを確信させる正当な理由があり、彼が職務を実行しないことにより、犯罪の委託をじらす力を持っていたので、彼の貢献は計画の実施に必要な不可欠であったことを**勸案し**

さらに、セイフ・アルイスラム・カダフィが (i) 前述の犯罪の目標的要素を実行しようとしたこと、(ii) 彼の行動が国の政策に従った、民間人に対する広範囲かつ系統的な攻撃の一部であることを認知しており、その政策がムアマル・カダフィと彼の重臣（彼自身が一員であった）によって作られたもので、(iii) リビア国機構において彼自身が上級リーダーの役目を果たしており、彼の部下に対して完全なコントロールを持っていることを熟知しており、(iv) その計画を実行することにより、犯罪の目標的要素を実現することになることを認知していたことを確信させる正当な理由があったことを**勸案し**

それに応じてセイフ・アルイスラム・カダフィが規程第25(3)(a)のもとで、彼の管理下にある治安部隊により、リビア領土のさまざまな地域において、特にベンガジ、ミスラタ、トリポリおよびその他の隣接する町において、2011年2月15日から少なくとも2011年2月28日まで行われた、以下の犯罪の間接的共犯者であることを確信させる正当な理由があることを**を勸案する**：

- i. 規程第7(1)(a)における、人類に対する犯罪としての殺人、および
- ii. 規程第7(1)(h)における、人類に対する犯罪としての迫害

規程第58(1)のもとで、セイフ・アルイスラム・カダフィの逮捕が現段階において、(i) 彼が裁判所に必ず出頭することを保証するため、(ii) 彼が調査を妨害あるいは危害を加えるために、特に治安部隊が行った犯罪の隠蔽を行うためにその力を駆使しないことを保証するため、そして(iii) 彼の権力およびり

ビア国機構に対する力を利用して、裁判所の管轄において犯罪を行い続けることを防ぐために必要であるように思えることを勘案し

これらの理由のため、予審裁判部は

ここにおいて次を発行する：セイフ・アルイスラム・カダフィ（「Qaddafi」、
「Qadhafi」または「Kadafi」ともつづられる）、写真添付、1972年6月25日に
リビアのトリポリで生誕、カダフィ国際慈善開発基金の名誉会長そしてリビ
アの事実上の総理大臣を務めている、に対して逮捕状を発行する。

英語、フランス語バージョンがあり、英語版が正式である。

/電子署名/

裁判長 サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官

/電子署名/

/電子署名/

シルビアスタイナー裁判官

キュノ・ターフェッサー裁判官

本日 2011年6月27日、月曜日付
オランダ、ハーグにて